

田中光顕関係文書紹介(7)

安岡, 昭男 / YASUOKA, Akio / NAGAI, Junichi / 長井, 純市

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

58

(開始ページ / Start Page)

13

(終了ページ / End Page)

27

(発行年 / Year)

2009-03-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004447>

田中光顕関係文書紹介（七）

安岡昭男
長井純市

はじめに

本号で紹介するのは、前号に引き続き田中光顕宛山県有朋書翰（巻二九）巻三四、四二通、未完）である。

今回紹介する書翰には、重大な内容を含むと思われるものがあるものの、前後の状況が明らかにならず、年代推定の出来ないものが多数含まれている。例えば、一四九番書翰の追書には「地獄世界に落入御冷笑」とただならぬことが記述されているが、どのような事情を表したものは判明しない。これは皮肉や冗談ではなさそうである。また、一五一番書翰には、一月一日以来の「一揆」に忙殺されていると記されている。一八三番書翰は、三田の黒田清隆邸での集会予定を伝え、山県等が「殆ど詐術的之策略に陥入」り、「実に為国家憂慮不啻」との思いを抱くような何か深刻な政治状況にあることが伺われる。しかし、いずれもどのような事態が生じているのかは分からない。

また、短翰が多い。その目的の多くが面談要請である。打ち合わせや

情報収集など実務的な目的と並んで、会食など私的な誘いも目につく。田中の私邸芭蕉庵は、山県の邸宅である椿山荘と隣接しており（住所は東京市小石川区関口台町）、使用人を使って伝言を伝えても良さそうなものであるが、書翰を認めて用件を伝えるのが彼等のやり方なのである。こうした不意の面談要請を含む短翰の存在は、両者の親密な関係を物語るものでもある。

以下、主な書翰を紹介しよう。

一五二番書翰は、山県が明治二十二年一二月に洋行に出発する前に、田中に託した「財産取調書」である（この洋行については、長井純市「山県有朋と地方自治制度確立事業―明治二十二年の洋行を中心に―」、『史学雑誌』第一〇〇巻第四号、一九九一年四月、を参照）。およそ政治指導者の資産内容を知ることが、法律でその公開が義務付けられている今日ならばいざ知らず、きわめてめずらしいことである。「芽城草廬」、すなわち東京目白の椿山荘については「山県家財産分配に有之候事」などとしてあり、山県が洋行に出発するにあたって相当の覚悟であったことを伝えている。それと同時に、山県と田中の親密な関係が改めて伺われる史料

である。そこに記された金額を合計すると、約九万六千四百円となる（この他に金額が記されていない土地がある）。この当時、内閣総理大臣の年俸は約一万円であった。現在の価値に置き換えて換算することは困難であるが、巨額なものであることは間違いない。こうした資産はどのようにして形成されたのであろうか。山県の財テクぶりを伝える史料でもある。なお、伊三郎は養嗣子（長州藩足輕勝津兼亮（山県有朋の姉寿子の夫）の二男）、友子は妻、松子は娘（外交官船越光之丞と結婚した）である。

田中光顕と並んで受信人の一人となっている藤井一虎（書翰では一虎と表記）という人物は、旧長州藩士族、出生年不明、明治五年陸軍権大録、同六年大尉、同七年正七位、同一〇年陸軍省第一局第一課員、明治二年頃には奏任五等上にして東京府南葛飾郡長であったという。明治三二年一〇月死去（大植四郎編著『明治過去帳』（東京美術、一九八八年）五七六頁）。山県とこれほど親密な関係になった経緯は不明である。

一五四番書翰と一六七番書翰では、ともに中山という人物が話題となっている。山県の近辺で中山という姓の人物には、第一次山県有朋内閣で首相秘書官を務め、また第二次伊藤博文内閣で山県司法大臣の秘書官を務めた中山寛六郎がいる。勿論、確証はない。中山寛六郎については、東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部に「中山寛六郎関係文書」という史料が保管されている。いわゆる山県系官僚からの数多くの書翰（そのほとんどは事実上山県宛に発信されたものといえる）を含み、とりわけ明治前半期の政治史研究に貴重なものとなっている。中山は、日清戦争前には前記のように累進したが、その後、会計検査院の部

長職で終わったために、今日では余り知られることのない山県系官僚の一人となっている。

一五六番書翰は、山県と田中の信頼関係を示すものである。「留守中毎度ながら総而御指図被下候」と記されており、山県が留守中の家政向きについて田中に総指揮を任せている。萩原守一という人物は、山県夫人友子の弟（山口県の村長石川順平の三男）である。幕末に山県が変名として使用した萩原にちなんで創始された萩原家を明治二十七年一月に継ぐこととなった。このとき、守一は帝国大学法科大学の学生であった。同大学卒業後、明治二八年九月に外交官及領事官試験に合格し、外交官としての道を歩み始めた（明治四四年五月死去）。

一五八番書翰は、「周布書記官長」が周布公平内閣書記官長（明治二二年一二月〜同四年六月）のことであるとし、「節減之始末」が、一七三番書翰で言及のある「六百五十万円」のことであるとすれば、第一議會を終えた山県有朋の療養の様子を伝えたものとなる。しかし、これも確証はない。

一七三番書翰は、山県が大磯にあつくつろいでいる様子を窺わせるものである。自らが内閣総理大臣として担当した第一議會の宿題ともいうべき「六百五十万円」の予算削減額処理問題も各省の官制改革問題も他人事のようにになっている印象すらうける。この二つの問題は、次の松方正義内閣に引き継がれた。

明治二四年三月八日、第一議會は閉会式を迎えた。その日、山県は「流行感冒」（風邪）のために出席出来なかった。山県の容態については、「気管支カタル」（明治二四年三月九日付東京日日新聞）とも伝えられて

おり、「肺炎」(同一〇日付同上)に転じる可能性も懸念され、面会謝絶となっていた。議会の閉会式を欠席した山県は、これを「此上もなき遺憾なり」と病床で「染み染み」残念がったという(同一一日付同上)。

議会の閉会式と同日に、田中光顕も警視総監職を辞職した。伝えられているところによれば、従前経費節減に努めてきたにもかかわらず、第一議會で警視庁費一九万円が削減されたことに対する抗議の意志を込めた辞職であったという(同八日付同上)。ことによると、田中の辞職は、山県の総理大臣辞職と符節を合わせたものであったかも知れない(その後、田中は一二日付で宮中顧問官という「清閑の身」(同二三日付同上)に転じ、さらに五月一日付で帝室会計審査局長に任じられた)。

さて、山県の熱は、三月一日の夜から下がり始め、回復に転じた模様である。しかし、閣僚とは面会しなかった。そして、一八日頃、大磯での療養に向かった。その直前、黒田清隆が山県を訪れ、精力回復剤の意味で、鶏卵数十個を差し入れたという(同三月一八日付同上。黒田の鶏卵差し入れについては、かつて、明治二年秋、同郷の薩摩藩出身の官僚三島通庸が死を迎えつつある病床での出来事として良く知られている)。その後、山県は三月三〇日に帰京するまでの間、大磯で療養に努めた。もともと、友子夫人も医師橋本綱常の治療を受けており(同四月二日付同上)、山県の大磯滞在は自身の療養のみではなかったようである。四月一日、山県は再び大磯に戻ったが、その間、病が癒えて、閣議に出席している。席上、官制改革案が話し合われたようである(職給制により官制を改革する案を考えていたとする報道もある(同六月一日日付同上))。この官制改革案は、第一議會において民党が要求した政費

節減に対応するものである。

四月二日、彼の辞意が新聞に報じられた(同四月二日付東京朝日新聞)。山県が辞意を天皇に伝えたのは、一週間後の九日のことであった。

山県がいつの時点で辞意を固めたのかは不明であるが、当初から議會一期のみと思い定めていたことは間違いない(同四月二日付同上)、第一議會が解散に至らず無事に閉会式を迎えた時点で、すでに決意は固まっていたと見て良いであろう。明治二四年四月一二日付井上馨宛芳川顯正書翰(国立国会図書館憲政資料室所蔵「井上馨関係文書」第三二冊一五二―一五四頁)には、「含雪翁も予想に不違頃日果然退職之議被申出」とあり、天皇への辞意表明が間もなく関係者に伝わったことが分かる。同四月二三日付井上馨宛山県書翰(同上第三〇冊二三五―一四〇頁)によれば、この頃山県を訪ねて来た井上や野村靖など長州閥関係者に辞意を漏らしていた。このように山県の辞職は早くから予想されていた。

その後、山県慰留工作や後継首班として伊藤博文案や西郷従道案などが登場しては消え(候補者本人の強い拒絶による。伊藤も、山県同様、第一議會会期中の二月、風邪に悩まされ(明治二四年二月八日付伊藤博文宛山県有朋書翰、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第八、一二五―一二六頁、塙書房、一九八〇年)、第一議會が終了するの間もなく、貴族院議長を退き、京阪神地方に旅立ってしまった)、結局、五月六日に松方正義が内閣総理大臣に任じられた。この間、山県は大磯滞在を続け、積極的に政局に関わることはなかった。

第一議會で審議された明治二四年度予算案をめぐる政府と衆議院(民力休養と政費節減を要求)との妥協の産物(歳出削減額)であった「六

百五十万円」は、結局、剰余金として次年度に繰り越された。

もう一つの宿題であった官制改革（第一議會当時大蔵大臣であった松方正義は、議會閉会後に官制を改革して経費の節減を図ることを言明していた）は次のような経過をたどった。

五月八日、内閣に官制調査委員が置かれ、同一日から七月一三日までの間日曜日を除くほぼ毎日、大津事件中も含めて、委員会が催された（佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』一五三頁、吉川弘文館、一九九二年）。なお、官制調査委員会の開催については、委員長となった尾崎三良の日記によって知ることが出来る。伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』中巻、四八七―五〇四頁、中央公論社、一九九一年）。そして、七月一三日に至って政府案が上奏された。

政府案に対して明治天皇が自ら目を通し、疑問点の説明を求めるということもあったという（宮内庁『明治天皇紀』第七、八七六―八七八頁、明治二十四年七月二四日の条、吉川弘文館、一九七二年）。以下の記述は特に断らない限り、同書による）。たとえば、七月三日、内閣から上奏された政府案について天皇は「國務」大臣の俸給のみは是非旧の通り据へ置くべし」との考えを示した。委員長の尾崎三良は、これに対し「先づ大臣率先して自ら減ずると声言し痛く他を減額し、今に至り大臣のみ旧に復すると有ては内閣の信威を害し、「中略」内閣の弱点を示すものなり」と批判的に見たが、結局、この問題は天皇の意志通りとなった（前掲『尾崎三郎日記』中巻、五〇七頁、七月二三日の条。ちなみに、内閣総理大臣の俸給は九六〇〇円、他大臣のそれは六〇〇〇円となった）。そして、七月二四日に政府案が裁可された。

この官制改革は全官庁に及び、発布された勅令は七六件に達した。改革の要点は、第一に「職給の法」を採用し、従来の「官等俸給の制」の下で同一官職にもかかわらず人により俸給に差が出るのを解消したことである。第二に「進級年限」を廃止し、「少壮有為の士を奨励」する制度に改めたことである。第三に局部を統廃合したことである。

また、官僚の減俸も実施されたが、首相が二割減俸となったのを除けば比較的少額にとどまった（前掲佐々木著書）。各省庁の定員も三分の一あるいは四分の一を減らし（前掲『明治天皇紀』第七）、属官四六〇名の減員が見込まれていた。しかし、この官制改革による経費節減額は四五万円にとどまったという（前掲佐々木著書）。それでも、今回の官制調査の主任たる委員長尾崎は「廢藩置縣後二十年來の改革にしてその難易同日の論にあらざ」との自負を抱いていた（前掲『尾崎三良日記』中巻、五〇五頁、七月一七日の条）。

東京朝日新聞は、明治二十四年七月二九日から三一日までの三日間、社説で官制改革問題を取り上げ「官制及び俸給令」を連載した。そのなかで松方内閣の官制改革を不十分なものとみなして批判し、また議會の予算協賛権を前提に「官制の改正は間接に議會の協賛を要すると云ふも不可なることなし」として今回の官制改革は「餓虎に投ずるに肥家を以てするの類なり」と酷評した。

山県は、こうした官制改革に関心を抱いていたのであろうが、これに積極的にコミットした様子はない。

一六三番書翰に記された官家士族とは、「旧地下官人」「清涼殿への昇殿が許されない階層の官人」・「社家・寺家出身の士族」（松田敬之「明

治・大正期京都官家士族の動向に関する一考察―華族取立運動と復位請願運動を中心に―、『京都産業大学日本文化研究所紀要』第六号（二〇〇一年三月）、二四五―二九九頁）をいう（ちなみに、前掲尾崎三良は

官家士族の身分であった。彼は困窮する京都在住官家士族の授産など経済的救済に尽力した（『尾崎三良 尾崎三良自叙略伝』上巻、二七七―三二二頁、中央公論社、一九七六年）。彼らは、華族への取り立てや失われた位階の取り戻しに関する請願を行うことがあった。一六三番書翰は、そうした請願や経済的救済に関わるものではなからうか。おそらく受信人の田中が宮内次官（明治二八年七月―同三〇年一月）あるいは宮内大臣（同三一年二月―四二年六月）であった時期のものであろう。

一六六番書翰の『懐旧記事』とは、山県有朋の口述に基づいて、安政四年の藩命による山県や伊藤博文らの京都派遣から慶応三年末までの間の長州藩の動向を記した書物である。明治二二年に丸善から山県有朋述・秋月新太郎記として刊行された。山県は正確な史実を記述することに意を払い、幕末経験を有し生き残った関係者への聞き取りを行ってこの書物を完成させた。山県による序文は明治二七年付で記されている。

さて、最後に、今回もこれまでと同様、掲載された史料の正確性については、最終的に目を通した長井純市が責任を負うものであることを明記しておく。

山県有朋書翰（その七）

〔含雪公手簡卷二十九〕

以下、同卷所収の書翰

山142 明治（ ）年1月13日

今朝御出勤前寸時御来訪被下度候。草々頓首

一月十三日早天

田中殿

有朋

〔封筒〕表、田中少将殿、急啓。裏、ハ、山県朋。

山143 明治（ ）年1月15日

御清康敬賀之至に候。

生も歯を欠け候に付治療旁昨夜帰宅仕候。今朝御出省掛若御手透も候は、御来賁被下間布や申試候。今朝御多事なれは今夕拝晤を得度存候。草々頓首

一月十五日

椿山莊主

青山芭蕉庵主坐下

〔封筒〕表、田中老閣、拝啓。裏、ハ、有朋。

山144 明治（ ）年2月4日

昨夜帰京一兩日中之情況御内話致度、今朝御出勤掛御立寄被下度候。

草々頓首

二月四日

芭蕉庵大人

椿山莊主

「封筒」表、芭蕉庵主人坐下、内披。裏、〆、有朋。

山145 明治（ ）年2月24日

昨日内話会に付帰京仕候。

今朝御出務前御閑暇候は、鳥渡御来訪相願度。草々頓首

二月廿四日

椿山莊主

青山老台坐下

「封筒」表、田中老台、内披。裏、封、有朋。

山146 （ ）（ ）年3月25日

貴翰拝読。昨夜は御来照忝多謝。

其際御約束仕候様今朝九字半比には罷越可申奉存候。其時刻迄に彼

方え御出浮被下候様所願候。勿々拝復

三月廿五日

有朋

青山老兄梧下

「封筒」表、青山田中老台、拝復。裏、〆、有朋。

山147 （ ）（ ）年12月4日

一昨日来少々風邪にて引籠居申候。

今日御閑暇之節鳥渡御立寄被下候へ者仕合申候。草々如此。

十二月四日

椿山莊主

芭蕉庵主人坐下

「封筒」表、芭蕉庵主人坐下、拝啓。裏、〆、椿山莊主拝。

山148 （ ）（ ）年11月17日

折角今日は如何之御都合に候哉。御問合可仕相合居候処花翰拝読御

同行可仕候。生は出棺前鳥渡宅え立寄候て直に先え罷越可申合に候。

十二字半前比御出かけ被下候へは仕合申候。牛に引され善光寺参り

之気味にて難御堪候儀は御勘忍是非願度候。草々拝復

十一月十七日

椿山莊主

芭蕉庵大人梧下

「封筒」表、青山老閣坐下、拝復。裏、〆、有朋。

山149 明治（ ）年12月3日

今朝者御来臨辱奉謝候。

其節御約束仕置午後自運動旁出懸井上え面会候処差掛候儀出来漸只

今帰宅。猶是自一兩人と談判を遂候はでは不相成場合に立到遂に参

堂不得仕失敬万謝。明朝岩倉え罷越に付帰途参拝可仕不取敢御断ま

て。草々頓首

十二月三日午後七時半

田中老兄

地獄世界に落入御冷笑。

「封筒」表、田中議官殿、親展急。裏、緘、山県朋。

「含雪公手簡卷三十」

以下、同卷所収の書翰

山150 明治（ ）年2月8日

今日御出勤相成候は、杉山へ別簡御投与被下候得は難有存候。余事
在拝光。草々頓首

二月八日

青山大兄

「封筒」表、田中將軍幕下、親展。裏、緘、有朋。

山151 明治（ ）年11月10日

如何御暮しに成候哉。

今日内閣え寸時出頭候得共既に退出時刻に推移候故不得拝晤候処、
今夕自然御閑有之候は、椿山莊え御來訪相待申候。当月は一日以來
如御承知一揆事件にて昼夜寸暇無之候。電報に郵便に巡査に兵隊に
指揮瞬時を争ひ候故、紅葉之風景も未眼中に入。今日は何も打捨
佳期に不後様一鞭□走仕候付草々申上試候。頓首

有朋

十一月十日

青山老兄

「封筒」表、麴町、田中少將殿、有朋、親展内啓急。裏、
。

山152 明治21年11月11日

財産取調書

田中老兄 有朋

記

一、郵船会社株、三百五拾株、但、五拾株にして此代価一万七千五
百円。

一、同三百株、但、七拾二円株にして此代価二万六千六百円。
合計三万九千四百円。

右は内蔵寮え保護預りの分。

一、五歩利付金禄公債証書二万円、記名、山県伊三郎。

右は三井銀行保護預り証書を当人え相渡し置外に麻布富士見丁
に家屋敷有之伊三郎名義之分地券は預り置有之。

一、中仙道鉄道公債証書五千元、無記名、山県友子。

一、同一万三百円、山県松子。

右は三井銀行保護預り証券取付置有之。

一、金五千元、但、二十一年七月七日七朱利にして一ヶ年期限を以

三井物産会社副社長木邨源藏預り券を取付有之。

一、金一万六千元、但、二十一年十一月初旬、藤田伝三郎え預り置

有朋

夫婦宛にして預り証書二葉取付有之。此分は帰朝まで其儘にして差置可然事。

一、大磯土地代価四百七拾二円也。

一、宮城野土地五百二拾二円五拾錢也（宮城野は木賀の脇也）。

一、大磯え別荘土地、其外に箱根、山中、木賀に土地質置有之。

一、栃木県下伊佐野開發地当年よりは別山開墾に着手せず。山林の区域を定輪伐の見込中なれとも此土地は遂に維持之目的可相立歟不相分、乍去不日地券は附可相成趣。

一、芽城草廬

右山県家財産分配に有之候事。

二十一年十一月十一日芽城草廬に於て認

山県有朋（印）（花押）

小生、歐洲行留す中家事向世話相願候に付而は右財産等御一覽置被下度、且亦細樓御面晤に讓可申。頓首

田中光顯老兄

藤井一庵老兄

記

一、大磯別荘并木賀之土地は往々松子に譲り可申含に候。御心得置可被下候。猶、書添記し置申候。草々如此。

二十一年十一月十一日

有朋（花押）

田中老兄

藤井老兄

「封筒」なし。

山153 明治（22）年12月6日

御清康欣然之至に候。

扱、今夕五時比より自然御閑暇有之候は、芽城へ御出かけ相成候ては如何や申上試候。草々頓首

十二月六日

芽城山人

青山老閣

「封筒」表、田中陸軍少将殿、親展急啓。裏、緘、山県有朋、異筆で「二十二年十二月六日」とあり。

「含雪公手簡卷三十一」

以下、同卷所収の書翰

山154 （ ） （ ） 年1月14日

今朝は御来光多謝。

扱、別書中山より郵送只今落手候に付供清覧候。彼が今朝之談話に至ては実に迷想之最甚しきものと察申候。只今帰宅罷出可申処来客有之、明朝參堂万可申上候。草々頓首

一月十四日黄昏

椿山莊主

青山老台

別書は御返却仕候。

「封筒」表、田中老閣、内啓。裏、緘、有朋。

山155 明治（）年1月23日

今朝御出省掛鳥渡御立寄相願度申述試候。早天自散髪師と約し無掟申進候。草々不一

一月廿三日

椿山莊主

青山老閣坐下

「封筒」表、田中老閣、内啓復。裏、緘、山県有朋。

山156 明治（）年2月15日

芳墨忝敬読。昨夜ハ縷々高話拝承、本懐之至に候。老生風氣さしたる事無之候処、明朝一診察之上ならては発途難相成と嚴重に医師之中事故、明朝取極め可相成は明日出発之積に候。留守中毎度ながら総而御指図被下候様所願候。萩原守一出発は明晩六時二十分新橋発之汽車に取極め候由、直に馬関迄罷越石川其他に告別之上神戸港より仏蘭西船に乗組之予定と申事に候。御答旁草々不一。

二月十五日夜

椿山莊主

芭蕉庵主人坐下

猶、京都土地其他之儀伊集院え面会篤と談合可致御安心可被下候。

田中光顕関係文書紹介（七）

再白

「封筒」表、田中少将幕下、親展。裏、緘、山県有朋。

山157 （）（）年3月25日

今朝鳥渡御立寄願上候。頓首

三月廿五日

椿山莊主

芭蕉庵主人坐下

「封筒」表、田中將軍幕下、親展。裏、、有朋。

山158 明治（）年3月28日

先日ハ華書忝拝読。其節被仰聞一事に付而は周布書記官長より直に老兄へ御送付候様依頼致し置候間疾御落手相成候事と察申候。小生も転地後は日々快方に赴き候付乍余事御放念可被下候。今日者橋本国手に依嘱し荆妻儀を帰京為致せ申候。生も同行可致心積に候得とも、明日は休暇殊に各省改革者明後、日比に相決候趣に付、帰京直に内外苦情を聞き不申而は相成間布に付旁明後日比帰京候て節減之始末一先相片付候上再び数回之転地療養相願ひ可申心算に候。此流行感冒者予後を謹まされは健全之回復は無覚束と存候。小生今日に於ては何も差候儀は無之候得とも疲労而已残居申候。御冷笑可被下候。草々頓首

三月廿八日

小湊庵主

青山老台

御閑暇も御座候は、明日比御出かけなされ候ては如何。

〔封筒〕表、青山老兄、袖展。裏、緘、椿山莊主。

青山老台坐下

〔封筒〕表、田中賢台、内披。裏、〆、有朋。

椿山莊主

山159 () () 年7月30日

御静養中に候得とも今晚より明日にかけ鳥渡参堂得面晤度申試候。

草々不一

〔含雪公手簡卷三十二〕
以下、同卷所収の書翰

七月三十日

山162 () () 年2月23日

椿山莊主朋

芭蕉庵主人坐下

〔封筒〕表、青山老兄、親展。裏、緘、椿山莊主。

昨今は何事も手に付す只多忙を極め御笑察可被下候。来月二日は露
国公使其他を草廬に招き午餐をさし出し可申事に決定致候。就而は
夕景よりは別段差支無之に付御招きに随ひ可申、さしか、り貴答迄。
余は得拝光万陳。草々不一

山160 () () 年9月6日

御閑暇候は、午後鳥渡御来訪願上候。草々頓首

二月廿三日

椿山莊主

九月六日

椿山莊主

青山老兄坐下

〔封筒〕表、田中老台侍史。裏、〆、有朋。

青山老閣坐下

〔封筒〕表、田中老台、内展。裏、緘、有朋。

山161 () () 年11月8日

今朝御外出に候は、鳥渡御出かけ御立寄被下間布や。若御内居に候
は、後刻参堂之心得に候。草々頓首

十一月八日

山163 明治 () 年3月31日

今日事情御示談致候京都旧官家士族情願書別紙さし出申候。御閑暇
之節御一読可被下候。余事在拝光。草々頓首

三月三十一日

有朋

青山老閣坐下

〔封筒〕表、青山將軍幕下、内展。裏、緘、椿山莊主。

山164 明治（ ）年4月8日

春晴一段に奉存候。

扱、今日御出省無之候は、十字過迄に參堂拝晤仕度、若御出省相成候は、御出かけ鳥渡御立寄可被下候へは仕合申候。草々頓首

四月八日

芽城山人

青山將軍幕下

〔封筒〕表、青山田中賢台、内啓。裏、封、椿山莊主。

山165 （ ）（ ）年4月19日

今夕御手透有之候は、御来光被下古今集と二十一代集之写本御見極め相願度勿論尋常一様之ものと存候。為其。草々頓首

四月十九日

椿山莊主

青山將軍幕下

〔封筒〕表、田中老台侍史。裏、ノ、有朋。

山166 明治（ ）年6月7日

拝啓 益御多祥御起居被為成奉欣然候。

陳比節懷旧記事取出し閲覽之処、左之件々に付疑団有之御尋申上候。

一、加茂行幸は壬戌なるや癸亥なるや又何月頃なるや。男山行幸は

同年なるや又別年なるや。

一、高杉氏剃髪は即ち壬戌にて加茂行幸之年と覺へ候へ共不分明に有之候。

右二件御記憶有之候は、至急御示被下度拝願迄。草々頓首

六月七日於大磯小湊庵

有朋

青山老台研北

〔封筒〕表、青山老台侍史。裏、緘、椿山莊主。

山167 （ ）（ ）年12月2日

今朝者御来光難有深謝。

扱、例之一件に付過刻中山より別簡到手一読候处于今夢を見つ、罷在候。実に氣之毒之事に候。如貴按可相成は決斷長引せ置候外無之と察申候。別書は御一読後火中に御投し可被下候。草々不一

十二月二日

椿山莊主

青山老台坐下

〔封筒〕表、田中賢台、内啓。裏、緘、有朋。

山168 （ ）（ ）年12月27日

昨日者御奔走被成下深謝之至に候。

扱、今朝後之情態如何之傾向に立到り居候や。朝来何事も伝承不致に付事情概要御一報被下度。為其。草々頓首

十二月廿七日

有朋

青山田中老兄

〔封筒〕表、田中老閣、内啓急き。裏、緘、有朋。

〔含雪公手簡卷三十三〕

以下、同卷所収の書翰

山169 明治（ ）年1月3日

今朝鳥渡年頭敬賀罷出候処、既に御外出後に有之、別書印刷に付一冊致進呈候。一冊者桜痴主人え御送致奉願候。他事拝光。草々不宣

一月三日

青山賢兄

有朋

〔封筒〕表、田中賢兄、親展。裏、~~メ~~、山県朋。

山170 （ ）（ ）年2月2日

明朝遠乗之御約束致候付、今夕近方乗試候処、風邪未不致全快故歟、寒風に向ひては咳気甚布差起、早天自乗切候事者相見合、午後自陪乗仕度候。一時比御来照相待申候。他拝光。草々頓首

二月二日

青山老兄梧下

含雪

〔封筒〕表、田中將軍幕下、親展。裏、緘、山県有朋。

山171 （ ）（ ）年3月4日

今朝御閑暇候は、鳥渡御来訪被下間布や相窺ひ候。草々如此

三月四日

青山老兄

椿山莊主

尚九字よりは外出之覚悟に候。

〔封筒〕表、青山田中老閣、内展。裏、~~メ~~、椿山莊主。

山172 明治（ ）年4月17日

今日是如何被為涉候や。生は退舎掛一鞭直に山莊に乘切閑居罷在候。御来訪相待申候。春風和氣之候休日は却而山莊多事之時故被思召立可然事に候。草々頓首

四月十七日

青山老兄

含雪

〔封筒〕表、田中少將殿、親展急。裏、~~メ~~、山県朋

山173 明治（24）年6月26日

梅雨之候倍御清康遥賀之至に候。

野生儀暫時浴養可致含にて、一昨々日俄然出途、小洵庵罷越申候。出発掛鳥渡登門可致存居候処、折節春畝来談、時を移し為に乗車之

時刻甚切迫、遂に拜晤を不得失敬此事に候。

当地方未だ無浴客、梅雨快晴後は多少之来客は可有之なれとも、六百五十万円減額之余波且は官制改革等之影響を及し、官吏社会の游客は寂々寥々たるへきなど、今より当地之戸長其他は愚痴をこぼち兎角ま、ならぬ世と御一咲可被下候。

御閑暇之節一兩日御来游思召立れ候ては如何や御待申候。余事拝光。
草々頓首

六月廿六日朝大磯

小洵庵主

青山老閣坐下

〔封筒〕表、芭蕉庵主人坐下、親展。裏、緘、小洵庵主。

山174 () () 年5月30日

昨夜は雨中及深更、殊に帰途乗車顛覆、其砌御さし支は無之との事に候得とも、今朝に到り御痛処は無之哉。鳥渡伺ひ試候。為其。草々不一

五月三十日

椿山莊主

芭蕉庵主人坐下

〔封筒〕表、青山老台、親展。裏、緘、有朋。

山175 () () 年11月6日

昨夕登門致候処、生憎御留主故空布引取申候。御門にて馬丁之貴簡

田中光顕関係文書紹介(七)

を携候付、直様一読後、明後八日に決定。就而は時刻等御面晤致度、

今朝靖国神社え参拝之節寸時御立寄被下候は、仕合申候。如何之御都合に有之や。生は十時過自外出之積御座候。旁差急申上試候。
草々頓首

十一月六日

含雪楼主

青山老兄机下

〔封筒〕表、田中少将殿、親展急啓。裏、緘、山県朋。

〔含雪公手簡卷三十四〕

以下、同卷所収の書翰

山176 () () 年3月10日

先刻者両御所え之届書草按御認被下忝深謝之至に候。

扱、此一事に甘へ申出候儀には無之候へとも、財産分配之概要御記し置之分有之候は、暫時借用仕度如貴論相認置可申と存候。草々頓首

三月十日

椿山莊主

青山老兄

〔封筒〕表、田中將軍幕下、親展。裏、緘、有朋。

山177 明治() 年4月24日

今朝鳥渡登門可仕可申処、只今来客有之暫時相遅れ候付、早天若御出省に候は、御出かけ御立寄願ひ候。其中相済せ次第可罷出と存候。為其。草々頓首

四月廿四日

椿山莊主

青山將軍幕下

〔封筒〕表、田中老台、親展。裏、~~ハ~~、有朋。

山178 () () 年3月28日

御清祥奉敬賀候。

扱者、四月一日於拙宅午餐差進度午時御来臨被下候様相願候。草々頓首

三月二十八日

有朋

田中老兄

〔封筒〕表、田中少将殿、親展急。裏、~~ハ~~、山県有朋。

山179 () () 年3月26日

今朝暫時得面晤度儀出来、後刻参趣可致含に付、若御外出之約も有之候は、寸時御内居被下度所願候。余事拝光万讓。草々不宣

三月廿六日

椿山莊主頓首

青山老閣坐下

〔封筒〕表、田中老閣坐下、内展。裏、緘、有朋。

山180 () () 年4月16日

昨日退舎掛鳥渡御訪問候処、御静養之趣に付、今朝は蕉菴にて得面晤可申含候へとも、朝来々客に被遮不得其意候。乍併今日中暫時得拝晤度御含置可被下。草々頓首

四月十六日

椿山莊主

芭蕉菴主人坐下

〔封筒〕表、田中老兄、内展。裏、~~ハ~~、椿山莊主。

山181 明治 () 年5月19日

今朝者御来訪被下候由忝奉謝候。寸時罷出可申含に候処、兎角多忙御疎濶に耳打過、御海恕可被下候。今夕自然御閑暇被為在候は、御来臨被下間布や申上試候。草々頓首

五月十九日夕五時半

有朋

青山老兄

〔封筒〕表、田中少将殿、親展急啓。裏、~~ハ~~、山県朋。

山182 () () 年5月25日

昨夕略御約束仕置候日曜日小集若さし支候は、月曜日にても御さし支は無之候哉、昨日承り漏し候付、鳥渡申上試候。草々頓首

五月廿五日

椿山莊主

青山將軍幕下

「封筒」表、青山田中老台、親展。裏、メ、有朋。

山183 明治（）年9月15日

今朝迄之組織談者御了承と察申候。今夕三田（黒田也）に集会、種々先日来之談話を樺山伯より承候へは、老生等は殆詐術的之策略に陥入候様被察、實に為國家憂慮不啻候。就而は今晚にても明朝にても鳥渡御來訪被下度。草々不尽

九月十五夜

椿山莊主

青山老兄

「封筒」表、田中老閣、内啓。裏、緘、有朋。